

令和8年度版 算定基礎届・月額変更届記載の手引き 追 補

令和8年10月から、住宅にかかる現物給与の価額の計算方法が変わります

報酬や賞与の全部または一部が現物で支払われる場合（現物給与）の価額は、地方の時価により厚生労働大臣が定めています※¹。この現物給与の価額を改正する厚生労働大臣告示が令和8年3月に公布され、住宅による現物給与の価額が令和8年10月から変更になります※²。あわせて、令和8年10月からの現物給与の価額の取扱いを定めた通知も発出され、住宅にかかる現物給与の価額の計算方法が変更になりますのでお知らせいたします（住宅にかかる現物給与については本書11ページ、変更前と変更後の厚生労働大臣の定める現物給与の価額は本書97ページ参照）。

※1 健康保険組合の場合は、規約で別段の定めをすることができます。

※2 現物給与の価額が改正された場合は「固定的賃金の変動」にあたります。随時改定の要件に該当する場合は「月額変更届」を提出します。

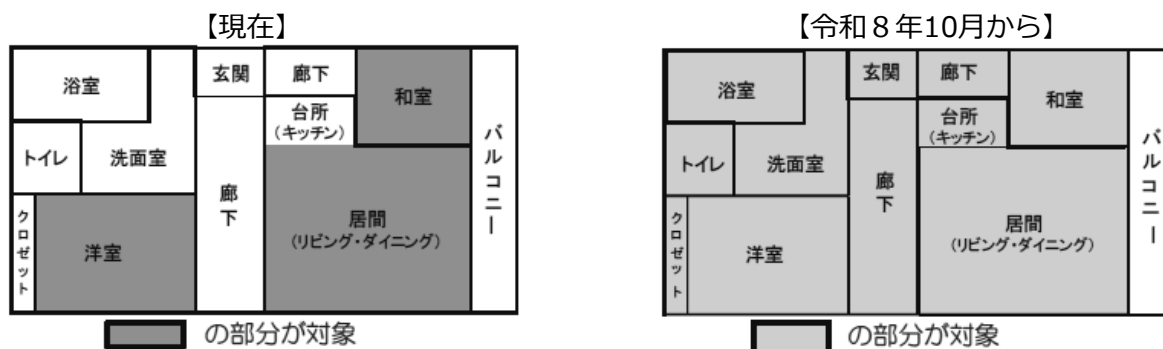
① 厚生労働大臣の定める現物給与の価額が「1畳あたり」の額から「1平方メートル（㎡）あたり」の額に変更になります

住宅にかかる現物給与の価額は、現在は1畳あたりの価額が示されており、洋間など畳を敷いていない室については1.65㎡を1畳に換算して計算していますが、令和8年10月からは1㎡あたりの価額に変更になります。

② 現物給与の価額の計算対象が「居住用の室」から、居住用ではない室を含む「床面積の合計」に変更になります

現物給与の価額の計算にあたっては、現在は居間、寝室、応接間などの居住用の室が対象となっており、玄関、台所、トイレ、浴室、廊下などの居住用でない室は対象外となっています。

令和8年10月からは、これらの居住用ではない室も含む床面積の合計（総面積）が対象となります。



● 計算例 居住室部分18畳、総面積45㎡の場合の現物給与価額（東京に所在する事業所の場合）

【現在】	【令和8年10月から】
2,830円（畳1畳につき）×18畳 = 50,940円	1,330円（総面積1㎡につき）×45㎡ = 59,850円

※住宅の家賃等を徴収（被保険者が負担）している場合は、上記の額から徴収額（負担額）を差し引いた額が現物給与価額となります。